

証券コード 1730
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株 主 各 位

神奈川県川崎市中原区荻宿36番1号
麻生フォームクリート株式会社
代表取締役社長 花岡 浩一

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第62期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。また、本株主総会参考書類等につきましては、株主様からの書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおりの書面をご送付しております。

当社ウェブサイト <https://www.asofoam.co.jp/pdf/ir/20230605.pdf>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日(月曜日)営業時間終了時(午後5時)までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日)午前10時
(当日は、午前9時より受付を開始いたします。)
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番地1
新横浜フジビューホテル(東館2階 芙蓉の間)
3. 目的事項
報告事項 第62期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増減が繰り返され、またウクライナ情勢の長期化や円安の進行による資源・原材料価格高騰を起因とする物価の上昇もあり、景気は方向感が定まらない状況になりましたが、年度末に近づくにつれウィズコロナに向けた政府の経済対策などにより、個人消費が持ち直すなど景気は緩やかな回復の動きが見られました。また一方では、インフレ抑制のため欧米の主要中央銀行の金融引き締めが想定以上に厳しくなり、一部の金融機関が破綻し世界的な影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況になりました。

建設業界におきましては、公共投資は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき底堅く推移しましたが、建設業保証3社（北海道、東日本、西日本）がまとめた2022年度の公共工事前払金保証統計による公共工事の請負額は、建築は増加したものの土木は減少し、全体的には件数、金額とも前事業年度から減少しました。民間工事は、企業の設備投資に回復傾向が見られましたが、依然として受注競争が激しく、また人材不足や労務単価の高止まり、建設資材価格、輸送費の上昇など、厳しい経営環境となりました。

このような状況の下、当社は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防に最大限努めながら、当事業年度を初年度とする3か年中期経営計画の目標達成に向け営業と施工の効率化に取組み、受注高の獲得と収益性の改善をはかってまいりました。

しかしながら、土木分野である気泡コンクリート工事において見込んでいた公共工事の発注の遅れが一部で見られ、また地盤改良工事において受注競争の激化による失注もあり、受注高が3,706百万円（前事業年度比10.4%減）と減少し、また当事業年度内に施工を見込んでいた複数の大型工事の工期が翌事業年度にずれ込んだこともあり、売上高は3,572百万円（前事業年度比0.6%減）となりました。

各段階の損益につきましては、工事原価や販管費の低減に努め、建設資材価格の上昇については請負金額に価格転嫁できましたが、地盤改良工事で発生した不良工事の工事原価の増加を吸収できず、営業損失△24百万円（前事業年度は営業損失△73百万円）、経常損失△17百万円（前事業年度は経常損失△65百万円）、法人税等調整額を△1百万円計上したことにより当期純損失△17百万円（前事業年度は当期純損失△52百万円）となりました。

主要な工事の状況は次のとおりであります。

(気泡コンクリート工事)

受注高は、空洞充填工事の受注高が666百万円（前事業年度比20.0%増）と増加しました

が、軽量盛土工事において見込んでいた大型工事の発注遅れなどにより受注高が1,335百万円（前事業年度比20.5%減）、管路中詰工事も見込んでいた一部大型工事の元請けからの発注時期の翌事業年度へのずれ込みがあり受注高が767百万円（前事業年度比2.9%減）と減少したことから、気泡コンクリート工事全体の受注高は2,769百万円（前事業年度比8.5%減）となりました。

完成工事高につきましては、管路中詰工事の完成工事高が743百万円（前事業年度比0.3%減）、空洞充填工事は工期の関係で完成工事高が509百万円（前事業年度比14.4%減）と減少しましたが、軽量盛土工事の完成工事高が、前事業年度からの繰越工事が多かったことにより1,325百万円（前事業年度比10.1%増）と増加し、気泡コンクリート工事全体の完成工事高は2,578百万円（前事業年度比1.3%増）となりました。

（地盤改良工事）

価格競争が激しく見込んでいた複数の大型工事の失注などにより、受注高は937百万円（前事業年度比15.7%減）となりました。

完成工事高につきましても、受注高の減少により972百万円（前事業年度比3.3%減）となりました。

（単位：千円）

工 事 別	前事業年度繰越 工 事 高	当事業年度受注 工 事 高	当事業年度完成 工 事 高	翌事業年度繰越 工 事 高
気泡コンクリート工事	926,478	2,769,255	2,578,013	1,117,720
地盤改良工事	263,408	937,051	972,063	228,397
その他工事	—	—	—	—
合 計	1,189,886	3,706,307	3,550,076	1,346,117

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、86,333千円であり、このうち主なものは、機械装置の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び借入金によりまかない、増資等による資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2020年3月期 第59期	2021年3月期 第60期	2022年3月期 第61期	2023年3月期 第62期（当期）
売 上 高	4,030,373	4,623,870	3,594,613	3,572,124
経常利益又は経常損失(△)	69,851	223,262	△65,856	△17,286
当期純利益又は当期純損失(△)	39,813	153,618	△52,066	△17,696
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	11円66銭	45円00銭	△15円25銭	△5円18銭
総 資 産	3,413,371	3,546,922	3,300,862	3,102,278
純 資 産	1,354,541	1,496,008	1,411,449	1,395,360

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均発行済株式数は、自己株式数を除いて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の適用に伴い、第61期以降の数値については当該会計基準等を適用しております。

(5) 対処すべき課題

昨今の局部地震、台風や豪雨による甚大な災害発生により対策が求められ、国による激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進を骨子とした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進められております。

当社の発展には、社会の環境変化によって求められる建設投資ニーズにいかに対応できるかが重要であり、また建設業界に求められている生産性向上のためのICT等を活用する「i-Construction」の推進に対応するためにも、当社は技術開発活動を一層強化し、「いいもの」を提供し続ける技術の深化、技術革新の実現に取組み、市場創造をはかってまいります。

また、当社の成長のためには、営業力と施工力の強化が必要であり、中途採用も含め採用活動強化による人材の確保に取組むとともに、引き続き気泡コンクリート工事と地盤改良工

事の営業の一体化及び施工の一体化、多能工化に注力してまいります。市場規模が大きい地盤改良工事につきましては、人材の確保と育成の強化、設備投資の実施をはかり、また中長期的には外部からの経営資源の獲得も視野に、気泡コンクリート工事と収益の二本柱としての確立を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-3)第4855号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

(7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市
東 京 支 店	神奈川県川崎市
大 阪 支 店	大阪府茨木市
福 岡 支 店	福岡県糟屋郡
東 京 営 業 所	東京都千代田区
札 幌 営 業 所	北海道札幌市
東 北 営 業 所	宮城県仙台市

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 勤 続 年 数 (年)
男 性	97	△3	46.2	14.0
女 性	6	—	50.5	9.0
合計又は平均	103	△3	46.5	13.8

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社麻生で、同社は当社の株式を1,420千株（議決権比率41.6%）保有いたしております。他に同社は当社の株式を700千株（議決権比率20.5%）間接保有いたしております。

同社は、医療関連事業、環境関連事業、建築資材製造販売、不動産事業を主な事業内容としており、当社との営業取引はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	254,719千円
三井住友信託銀行株式会社	161,500千円
株式会社きらぼし銀行	89,290千円
株式会社りそな銀行	75,010千円
株式会社みずほ銀行	45,000千円
株式会社福岡銀行	10,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,080,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,413,729株（自己株式6,271株を除く。）
- (3) 株主数 1,403名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社麻生	1,420,000株	41.59%
株式会社麻生地所	400,000	11.71
麻生商事株式会社	300,000	8.78
宗教法人萬福寺	232,300	6.80
株式会社三井住友銀行	51,700	1.51
榑原卓丸	42,000	1.23
株式会社西日本シティ銀行	41,000	1.20
麻生興産株式会社	40,000	1.17
麻生泰	40,000	1.17
麻生フォームクリート 従業員持株会	37,400	1.09

(注) 持株比率は自己株式（6,271株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	花 岡 浩 一	
常 務 取 締 役	長谷川 隆 敏	東京支店・大阪支店・福岡支店・ 事業推進部担当
取 締 役	井 上 喜 博	人事総務部長財務経理部担当
取 締 役	杉 山 嘉 則	技術委員会委員長 株式会社麻生常務取締役 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長 株式会社エーエヌホールディングス取締役 麻生セメント株式会社取締役
取 締 役	村 関 不 三 夫	株式会社高齢社代表取締役社長
取 締 役	朝 倉 俊 弘	特定非営利活動法人トンネル工学研究会理事長
常 勤 監 査 役	阿 部 新 太 郎	
監 査 役	沼 田 紳 介	菅野コンサルティング研究所所長
監 査 役	大 瀨 理	株式会社麻生上席執行役員経理財務本部長 Perseus Holdings株式会社代表取締役 南日本メディカルビルディング株式会社代表取締 役
監 査 役	大 木 章 史	ひなた総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役村関不三夫、朝倉俊弘の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役沼田紳介、大木章史の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役村関不三夫、朝倉俊弘及び監査役沼田紳介、大木章史の4氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 4. 監査役沼田紳介氏は、長年にわたる管理業務の経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役大瀨理氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役大木章史氏は、ひなた総合法律事務所に所属する弁護士であり、法律分野での専門的な見識を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役村関不三夫、取締役朝倉俊弘、監査役阿部新太郎、監査役沼田紳介、監査役大瀨理及び監査役大木章史の6氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、訴訟費用及び求償権保全等のための協力費用が填補されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	43,572 (7,200)	38,122 (7,200)	5,450 (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,443 (3,600)	13,150 (3,600)	1,293 (—)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1999年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額100,000千円以内(これには、使用人兼務役員の使用人分給与は含みません)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
3. 監査役 of 報酬限度額は、1999年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 取締役1名及び監査役1名は無報酬となっております。
5. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。なお、業績連動報酬及び非金銭報酬はございません。
6. 取締役の基本報酬の決定方針につきましては定めておりませんが、2022年6月24日開催の取締役会において、代表取締役社長花岡浩一氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。代表取締役社長は、報酬に関する当社内規に基づき、各取締役の職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案し、具体的な金額については任意の報酬委員会(独立社外取締役2名と社長で構成し、議長は独立社外取締役)に諮問したうえで決定しております。代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績に俯瞰視点を持ち各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役村関不三夫氏は、株式会社高齢社の代表取締役を兼職しております。当社は同社との間には、特別な利害関係はありません。

取締役朝倉俊弘氏は、特定非営利活動法人トンネル工学研究会の理事長を兼職しております。当社は同研究会との間には、特別な利害関係はありません。

監査役沼田紳介氏は、菅野コンサルティング研究所の所長を兼職しております。当社は同研究所との間には、特別な利害関係はありません。

監査役大木章史氏は、ひなた総合法律事務所所属の弁護士を兼職しております。当社は同事務所との間には、特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	当事業年度における主な活動状況
取 締 役	村 関 不 三 夫	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、経営経験と幅広い見地から、議案・審議等につき必要な質問・発言を適宜行っております。
取 締 役	朝 倉 俊 弘	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、長年にわたる技術研究経験と幅広い見地から、議案・審議等につき必要な質問・発言を適宜行っております。
監 査 役	沼 田 紳 介	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回全てに出席し、長年にわたる経理業務経験や臨床心理士としての専門的見地から、必要な質問・発言を適宜行っております。
監 査 役	大 木 章 史	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が支払うべき報酬の額	16,500千円

- (注)1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外の業務に基づく報酬はありません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化をはかり、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定並びに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。
 - ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンス研修等を継続的に実施することによりコンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。
 - ・取締役会の任意の委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に係る評価及び決定プロセスの透明性並びに客観性を高める。
 - ・内部監査部門は、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存し管理する。
 - ・情報の不正使用及び漏洩の防止をはかるための情報セキュリティ体制を構築する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・業務執行に係るリスクについて、社内諸規程に基づき常時それぞれの部門においてリスク管理を行い、統制すべきリスクごとに責任部署を明確にして効率的な統制活動を行う。
 - ・重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応やその速やかな収拾に向けた活動を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
 - ・取締役及び社長指名を受けた者をメンバーとする経営会議を原則毎月開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の円滑適正な運営をはかる。
 - ・職務分掌規程及び職務権限規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。

- (5) 当社並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、株式会社麻生を頂点とする「麻生グループ」に属しており、親会社である株式会社麻生より取締役又は監査役の派遣を受ける。
 - ・麻生グループは、グループ行動基準を制定し、株式会社麻生のグループ経営委員会の中にグループリスクマネジメント委員会を設置しており、コンプライアンス上の問題についてグループ全体の相談窓口を設置している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役は、必要に応じて、監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができることとし、当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
 - ・監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動等の人事権に関する事項については監査役の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は職務の執行に関する不正行為又は法令・定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・監査役は、取締役会のほか重要事項を審議する会議に出席するとともに、必要に応じて業務に関し取締役及び使用人に説明を求めるものとする。
 - ・監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。
 - ・監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
 - ・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士等外部専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社は、企業行動規範を定め、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財

務報告の信頼性と適正性を確保する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①リスク管理体制について

受注先の与信管理及び工事施工に係るリスク回避のため、リスク会議を都度開催しております。

②取締役の職務執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を13回開催しております。

③内部監査体制について

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社事業部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を内部監査報告書として代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

④監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名の構成で、当事業年度においては12回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は取締役会及び重要な経営会議への出席や、監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、内部監査部門と連携し主要な事業所への往査等を行っており、往査報告については監査役会にて報告され、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と適宜情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,445,916	流動負債	945,328
現金及び預金	798,394	支払手形	97,264
受取手形	26,223	電子記録債務	241,234
電子記録債権	147,613	工事未払金	232,542
完成工事未収入金	250,026	一年内返済予定の長期借入金	188,644
売掛金	3,757	リース債務	13,092
契約資産	121,997	未払金	102,932
未収還付法人税等	159	未払費用	4,362
原材料及び貯蔵品	73,099	未払法人税等	7,061
前払費用	18,313	未払消費税等	15,121
その他	6,330	未成工事受入金	18,450
固定資産	1,656,361	賞与引当金	24,622
有形固定資産	1,374,960	固定負債	761,588
建物	38,958	長期借入金	446,875
構築物	1,256	リース債務	22,353
機械及び装置	194,028	退職給付引当金	245,073
車両運搬具	94	役員退職慰労引当金	47,285
工具、器具及び備品	16,251	負債合計	1,706,917
土地	1,100,858	(純資産の部)	
リース資産	23,512	株主資本	1,393,017
無形固定資産	26,549	資本金	209,200
商標権	550	資本剰余金	180,400
ソフトウェア	20,771	資本準備金	180,400
電話加入権	2,350	利益剰余金	1,004,990
ソフトウェア仮勘定	2,877	利益準備金	24,050
投資その他の資産	254,850	その他利益剰余金	980,940
投資有価証券	27,251	別途積立金	885,000
関係会社出資金	36,668	固定資産圧縮積立金	485
長期前払費用	2,249	繰越利益剰余金	95,454
繰延税金資産	107,457	自己株式	△1,572
敷金及び保証金	13,134	評価・換算差額等	2,343
ゴルフ会員権	83,505	その他有価証券評価差額金	2,343
貸倒引当金	△15,415	純資産合計	1,395,360
資産合計	3,102,278	負債・純資産合計	3,102,278

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	3,550,076	
売上高	22,047	3,572,124
売上原価		
売上原価	2,888,865	
売上原価	13,674	2,902,540
売上総利益	661,210	
売上総利益	8,372	669,583
販売費及び一般管理費		694,489
営業損失(△)		△24,906
営業外収益		
受取利息配当金	4,638	
受取技術料	9,400	
受取手数料	259	
雑収入	728	15,026
営業外費用		
支払替利息損	6,113	
支払替差損	42	
支払技術料	671	
雑支出	579	7,407
経常損失(△)		△17,286
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純損失(△)		△17,286
法人税、住民税及び事業税	2,161	
法人税等調整額	△1,752	409
当期純損失(△)		△17,696

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	209,200	180,400	180,400
当期変動額			
固定資産圧縮積立金取崩			
当期純損失			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－
当期末残高	209,200	180,400	180,400

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	24,050	885,000	591	113,044	1,022,686	△1,553	1,410,733
当期変動額							
固定資産圧縮積立金取崩			△105	105			
当期純損失				△17,696	△17,696		△17,696
自己株式の取得						△19	△19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△105	△17,590	△17,696	△19	△17,715
当期末残高	24,050	885,000	485	95,454	1,004,990	△1,572	1,393,017

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	716	716	1,411,449
当期変動額			
固定資産圧縮積立金取崩			—
当期純損失			△17,696
自己株式の取得			△19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,627	1,627	1,627
当期変動額合計	1,627	1,627	△16,088
当期末残高	2,343	2,343	1,395,360

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 ……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～38年

機械装置及び車両運搬具 4～9年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

工事損失引当金……………受注案件にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備え、その損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を簡便法により計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は気泡コンクリート工事、地盤改良工事を主な事業としております。当該事業について、工事の施工につれて顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における工事原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における
完成工事高 2,906,681千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定されます。工事原価総額の見積りは、個別の工事ごとに作成される実行予算書を基礎としております。

② 主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴うものであります。また、工事は一般に長期にわたることから、施工途中での設計変更や工事の手直し、天候不順等による工期の延長、材料費や労務費等の変動が生じる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による工事の長期の中断などが生じた場合には、主要な仮定に影響を及ぼしますが、現状では影響は軽微であると判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

②主要な仮定に記載した工事原価総額等の見積りは、工事の進捗に伴い見直しが行われることにより、完成工事高及び完成工事原価に影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,374,960千円
無形固定資産	26,549千円
減損損失	— 千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

①算出方法

当社は、各支店を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っており、本社等は共用資産としております。固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と簿価を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。当事業年度末における減損損失の認識判定にあたって使用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各資産グループの利益計画を基礎としており、経済的残存使用年数にわたる将来キャッシュ・フローを見積もって算出しています。

当事業年度において、資産グループのうち東京支店、大阪支店及び全社について2期連続営業赤字となったため減損の兆候があると判断しましたが、上記判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が各資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会により承認された予算を基礎としており、翌事業年度の売上高、将来における売上高の増加額、原価率を主要な仮定として織り込んでおり、大阪支店についてはそれらに加えて設備投資額も主要な仮定として織り込んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症による工事の長期の中断などが生じた場合には、主要な仮定に影響を及ぼしますが、現状では影響は軽微であると判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社では、合理的な仮定に基づき割引前将来キャッシュ・フローを算定していますが、将来の事業環境等が経営者による見積りより悪化した場合には、翌事業年度の固定資産の減損損失の認識が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	21,083千円
土	地	1,100,858千円
計		1,121,942千円

② 上記の担保資産に対する債務

長期借入金(一年内返済予定額を含む)	309,719千円
計	309,719千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,191,280千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 3,593千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	3,420,000	—	—	3,420,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,232	39	—	6,271

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	34,137	10	2023年3月31日	2023年6月28日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	21,264千円
貸倒引当金	4,630千円
賞与引当金	7,396千円
退職給付引当金	73,620千円
役員退職慰労引当金	14,204千円
その他	25,450千円
繰延税金資産小計	146,567千円
評価性引当額	△37,895千円
繰延税金資産合計	108,671千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	208千円
未収事業税	0千円
その他有価証券評価差額金	1,006千円
繰延税金負債 合計	1,214千円
繰延税金資産の純額	107,457千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び工事未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金・受取手形・電子記録債権・完成工事未収入金・支払手形・電子記録債務・工事未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	635,519	632,376	△3,142

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	36,668千円
持分法を適用した場合の投資の金額	200,296千円
持分法を適用した場合の投資損失（△）の金額	△19,777千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連会社	広東冠生 土木工事 技術有限 公司	出資割合 25.0	3名	技術協力	配当金の 受取	3,593	その他の 流動資産	3,551

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
剰余金の配当等を決定する機関の決議により決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	麻生商事株式会社	被所有 直接 8.7	なし	工事請負	工 事 請 負	85,269	完成工事未収入金	27,318
				工事用資機材等の購入	工事用資機材等の購入	125,309	電子記録債務	24,330
							工事未払金	3,135
親会社の子会社	麻生セメント株式会社	なし	なし	工事用材料等の購入	工事用材料等の購入	31,701	敷金及び保証金	5,616
							工事未払金	12,752
親会社の子会社	日特建設株式会社	なし	なし	工事請負	工 事 請 負	392,342	完成工事未収入金	18,474
							売 掛 金	2,629

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案して、その都度価格交渉のうえ、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	408円75銭
1株当たり当期純損失(△)	△5円18銭

12. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

麻生フォームクリート株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 義三
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋田 博之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、麻生フォームクリート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

麻生フォームクリート株式会社 監査役会

常勤監査役	阿部 新太郎	Ⓜ
社外監査役	沼田 紳介	Ⓜ
監査役	大濱 理	Ⓜ
社外監査役	大木 章史	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

第62期事業年度は、第61期事業年度に引き続き大変遺憾ながら赤字決算の計上となりましたが、日頃の株主の皆様のご支援に報いるため、期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円
総額 34,137,290円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、監視・監督の強化をはかるため新たに1名増員することとし、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	はなおか こういち 花岡 浩一 (1960年4月9日)	1979年3月 当社入社 2000年4月 当社東京支店工事部長 2005年4月 当社技術開発部部長 2009年7月 当社執行役員技術開発部長 2010年4月 当社執行役員生産技術本部副本部長 2011年4月 当社執行役員生産技術部長 2012年4月 当社執行役員東京支店長 2012年6月 当社取締役東京支店長 2014年4月 当社取締役施工開発部長 2015年11月 当社取締役施工開発部長兼技術営業部長 2016年4月 当社常務取締役事業支援本部長 2017年4月 当社代表取締役社長(現任)	7,000株
2	はせがわ たかとし 長谷川 隆敏 (1959年8月5日)	1978年3月 当社入社 2001年4月 当社東京支店営業部長 2003年4月 当社東京支店長兼営業部長 2005年10月 当社営業本部部長東京支店営業部担当 2006年10月 当社東京支店名古屋営業所長 2009年10月 当社東京支店工事部長 2012年4月 当社執行役員大阪支店長兼総務部長 2014年4月 当社執行役員西日本事業本部副本部長 2016年6月 当社執行役員東日本事業本部長 2017年6月 当社取締役東日本事業本部長 2019年4月 当社取締役東京支店・事業推進部・安全環境品質部担当 2021年4月 当社取締役東京支店・大阪支店・福岡支店・事業推進部担当 2021年7月 当社常務取締役東京支店・大阪支店・福岡支店・事業推進部担当(現任)	3,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社 の 株 式 数
3	いのうえ よしひろ 井 上 喜 博 (1963年10月28日)	1987年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 1994年6月 X-ray Plus株式会社出向 1995年8月 九州ウィルソンラーニング株式会社出向 1997年7月 麻生セメント株式会社管理部人事グループマネージャー 2006年9月 麻生ラファージュセメント株式会社人事部長 2013年1月 麻生セメント株式会社人事部長 2015年10月 株式会社タカギ入社 人事部課長 2016年12月 当社入社 事業支援本部副本部長 2017年4月 当社人事総務部長 2018年6月 当社執行役員人事総務部長 2019年4月 当社人事総務部長 2019年6月 当社取締役人事総務部長財務経理部担当(現任)	100株
4	※ かむら たかひろ 嘉 村 隆 浩 (1969年1月7日)	1992年4月 麻生商事株式会社入社 2011年5月 株式会社ゴダイ出向 取締役専務 2014年3月 麻生商事株式会社ヴィークルソリューション部長 2017年5月 福岡エアポートホールディング株式会社出向 デレクター 2018年6月 福岡空港ビルディング株式会社出向 取締役 2018年7月 福岡国際空港株式会社出向 地域共生本部執行 役員本部長 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
5	すぎやま よしのり 杉山 嘉則 (1962年11月16日)	<p>1988年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 2001年7月 株式会社麻生リニューアル技術事業部診断工事グループマネージャー 2004年2月 同社リニューアル技術事業部長 2006年7月 同社建設コンサルティング事業部長 2009年6月 当社取締役 2009年6月 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長 2009年7月 当社取締役生産技術本部長 2010年4月 当社取締役 2011年4月 当社取締役生産技術部担当 2011年6月 当社取締役生産技術担当 2012年4月 当社取締役技術委員会委員長(現任) 2012年6月 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長(現任) 2013年10月 株式会社エーエヌホールディングス取締役(現任) 2017年4月 株式会社麻生取締役 2021年7月 麻生セメント株式会社取締役(現任) 2022年6月 株式会社麻生常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生常務取締役 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長 株式会社エーエヌホールディングス取締役 麻生セメント株式会社取締役</p>	一株
6	むらぜき ふみお 村関 不三夫 (1956年1月29日)	<p>1979年4月 東京ガス株式会社入社 2010年4月 同社執行役員リビング企画部長 2013年4月 同社常務執行役員エネルギーソリューション本部営業統括 2015年4月 同社常務執行役員エネルギーソリューション本部長 2016年4月 同社常務執行役員兼東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長 2016年6月 同社取締役常務執行役員兼東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長 2018年4月 株式会社ガスター取締役会長 2020年6月 株式会社高齢社取締役 2021年4月 株式会社高齢社代表取締役社長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社高齢社代表取締役社長</p>	一株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
7	あさくら としひろ 朝 倉 俊 弘 (1951年6月29日)	1976年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 財団法人鉄道総合技術研究所地盤・防災研究室主任研究員 1995年7月 同研究所構造物技術開発事業部トンネル研究室長 1999年10月 京都大学大学院工学研究科資源工学専攻地殻開発工学講座資源高度利用工学分野助教授 2004年5月 同大学院工学研究科社会基盤工学専攻地殻工学講座ジオメカトロニクス(現計測評価工学)分野教授 2016年11月 特定非営利活動法人トンネル工学研究会理事長(現任) 2017年4月 京都大学名誉教授 2021年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 特定非営利活動法人トンネル工学研究会理事長	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 麻生セメント株式会社は、2001年7月1日付で株式会社麻生に商号変更いたしました。そして、株式会社麻生は、2001年8月1日付でセメント部門を分社して麻生セメント株式会社を設立いたしました。その後、麻生セメント株式会社は、2004年11月1日付で麻生ラファージュセメント株式会社に商号変更し、また麻生ラファージュセメント株式会社は、2013年1月1日付で麻生セメント株式会社に商号変更して、現在に至っております。
4. 候補者杉山嘉則氏は、現在、当社の親会社である株式会社麻生及び当社の親会社である株式会社麻生の子会社の業務を執行しております。なお、当該会社における地位及び担当につきましては、「略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。
5. 村関不三夫氏及び朝倉俊弘氏は、社外取締役候補者であります。両氏の当社社外取締役就任期は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 村関不三夫氏は、大手ガス会社の役員経験者であり、その役員在任中に培ってきた見識と経験により、社外取締役として幅広い経営的視点からの助言及び業務執行の監督機能を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
7. 朝倉俊弘氏は、経営者の経験はありませんが、長期間にわたり土木分野の技術研究に携わっており、その幅広い技術的視点からの助言及び業務執行の監督機能を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
8. 当社は、村関不三夫氏及び朝倉俊弘氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額になります。両氏が選任された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害、訴訟費用及び求償権保全等のための協力費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
こしはら まこと 腰原 誠 (1941年6月16日)	1972年4月 弁護士登録 1977年4月 腰原法律事務所開設 2005年4月 腰原・金久保法律事務所開設代表(現任)	一株

- (注) 1. 腰原誠氏が代表を務める腰原・金久保法律事務所と当社との間には法律顧問契約があります。なお、同氏個人との間には特別の利害関係はございません。
2. 腰原誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 腰原誠氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 当社は同氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害、訴訟費用及び求償権保全等のための協力費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】 第2号議案が承認されたのちの取締役のスキルマトリックス

当社が取締役に期待する主なスキルを表しており、取締役が持つ全てのスキルを表すものではありません。

		企業経営	財務/会計	リスク管理/法務	人事労務	工事	営業/マーケティング	技術/テクノロジー	IT/DX
花岡 浩一		○		○	○	○	○	○	
長谷川 隆敏		○		○		○	○		
井上 喜博		○	○	○	○				○
嘉村 隆浩		○		○	○	○	○	○	
杉山 嘉則		○				○		○	○
村関 不三夫	社外	○	○	○	○		○		
朝倉 俊弘	社外	○		○		○		○	○

該当の基準

企業経営

財務/会計

リスク管理/法務

人事労務

工事

営業/マーケティング

技術/テクノロジー

IT/DX

代表取締役、他企業の取締役、財団法人等の理事長・理事等の経験者

財務・会計の専門知識を有する者/担当役員・部長等の経験者

リスクマネジメント・法務の専門知識を有する者/担当役員・部長等の経験者

人事労務の専門知識を有する者/担当役員・部長等の経験者

工事に関する専門知識を有する者/担当役員・部長等の経験者

営業・マーケティングに関する専門知識を有する者/担当役員・部長等の経験者

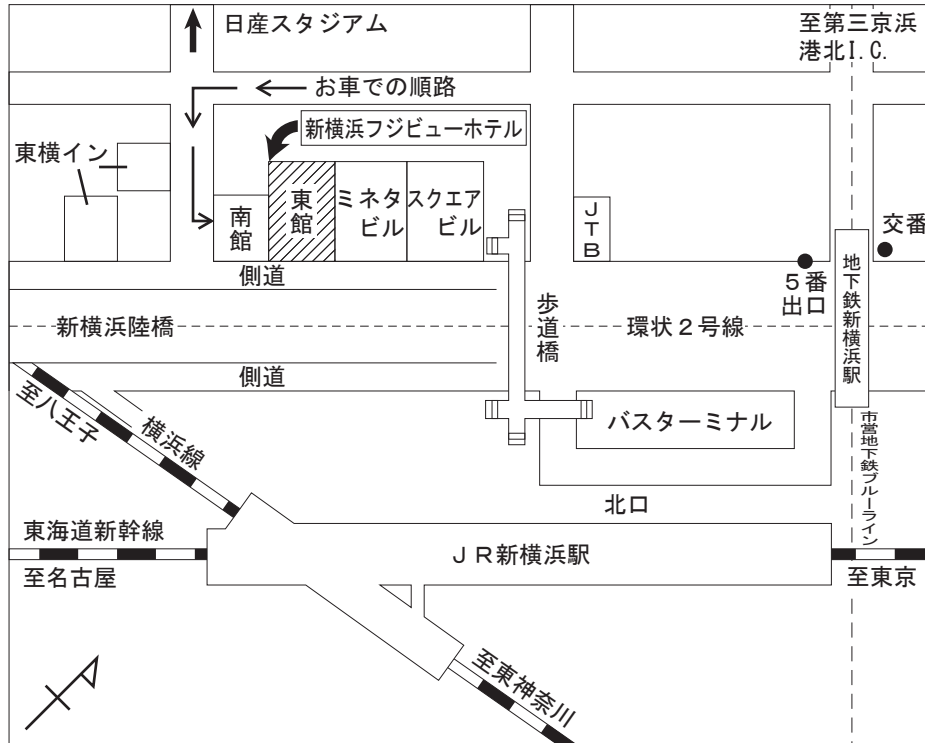
技術・テクノロジーに関する専門知識を有する者/担当役員・部長等の経験者

IT等に関する専門知識を有する者/担当役員・部長等の経験者

以上

株主総会会場ご案内図

横浜市港北区新横浜二丁目3番地1
新横浜フジビューホテル 東館2階 芙蓉の間
電話 (045) 473-0021 (代表)



●交通の便

- ◆JR新横浜駅北口 } 下車徒歩2分
- 市営地下鉄ブルーライン新横浜駅5番出口 } (日産スタジアム方面)
- ◆第三京浜港北I.C.より車で約20分

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

株主の皆様におかれましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をご考慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、運営スタッフは必要に応じてマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。